

運営主体について

運営主体に「求める姿」

- 施設管理に加え、催事の企画運営、まちなかイベントとの連携などソフト面に強い
- 特に学会や国際会議などのコンベンション機能については、誘致、宿泊、アフターコンベンションなど、高度かつ多様な業務をこなせる
- 県外事業者も含める

運営方法について【福島型管理運営事業】

1. 民間の専門性や創意工夫を最大限に活用できること
指定管理者制度 + 公共施設等運営権制度
⇒公の施設としての公共性を確保したうえで、民間の専門性や創意工夫を生かすことが可能
2. コンベンションを開催するにあたって開業2～3年前から誘致活動(開業準備)できること
EOI(Early Operator Involvement)方式 早期からの運営者関与
⇒早期に管理運営主体を選定し、市と施設理念を共有しながら、ともに開業準備を行うことにより開館直後から交流・集客機能を発揮することが可能

～ これまでの経過と今後の予定 ～

R4. 12月 「福島駅前交流・集客拠点施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」を制定

R5.2月～ 審査委員会 管理運営方式／実施方針案／要求水準書案などについて協議

施設方針・設計の進捗を見ながら、施設取得のための予算案を提出し、議決後、運営主体を公募する見込み

(1) コンベンション誘致活動

○商談会への出展や、大学の教員や研究者への訪問による誘致セールスの展開

- ・誘致活動〈R1〉22件
→ 〈R5〉93件（1月末現在）

※施設の開業遅れにより、機会逸失が生じるなど、営業誘致に支障

(2) コンベンション開催支援

○開催に対する補助やエクスカージョン支援の実施

○福島競馬場などユニークベニューの活用、会場でのくだもの販売による風評払拭、子ども向け講演会の開催など、本市ならではの開催支援

- ・開催実績〈R1〉22件
→ 〈R5〉24件（1月末現在）

(3) コンベンション推進体制の強化

○市と観光コンベンション協会が中心となり、さらなる誘致に繋げるため体制強化

○令和6年度はMICE戦略を策定するなど、より多くの関係者と共にまち全体で推進するための基礎を構築

○市の組織体制を「コンベンション施設整備課」から「コンベンション推進課」へ

(4) 街なかの賑わい創出

○街なかへ出店する際の家賃や工事費の一部を補助するとともに、若者などの各種団体等が実施するイベント開催を支援し、年間を通じて切れ目のない賑わいを創出

- ・まちなか賑わい創出プロジェクト
〈R4.7月〉11団体 → 〈R6.1月〉72団体
- ・イベント補助の実績（まちなかエリア）
〈R4〉35件 → 〈R5〉44件（1月末現在）
- ・空き店舗への出店等支援
（再生リノベーション支援・空き店舗出店支援）
〈R2～R6.1月〉累計111件 ※重複を除いた実数

